

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第108回）議事概要

1 日 時

令和2年12月2日（水）15時08分～16時08分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、大谷 和子、藤井 威生、森 亮二、山下 東子
(以上5名)

(2) 専門委員（敬称略）

相田 仁
(以上1名)

(3) 総務省

竹内総合通信基盤局長、今川総合通信基盤局電気通信事業部長、
吉田総務課長、大村事業政策課長、香月事業政策課調査官、
川野料金サービス課長、大内料金サービス課企画官、
田中料金サービス課課長補佐、
越後電気通信技術システム課長、西室電気通信技術システム課課長補佐、
鈴木電気通信技術システム課番号企画室長

(4) 事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3131号】

審議の結果、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、情報通信審議会の一部答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IPによる相互接続開始に向けた方針整理～」を踏まえたIP網への移行過程における音声接続料（光IP電話）の規定整備及び「接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書」等を踏まえた光サービス卸に

係る届出制度の充実のため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正するもの。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3132号】

審議の結果、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可についての諮問に対する答申を受けるもの。

(2) 諮問事項

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備【諮問第3133号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うことを決定した。

【内容】

本件は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号）の施行に伴い、必要となる規定を整備するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正するもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 福田・望木

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp

